

広
報

ことうら

5

NO.165 2018.5.1

こ
こ
ら
か
ら
新
し
い
風
を



シリーズ

手話で話そう！14

どこ？

今月の職員
しらとりこども園
荒木 珠美



右手5指を折り曲げ、
指を下に向けて軽く下ろし、



右手人差指を立て、胸前で左右に振る

※手話動作説明/一般財団法人全日本ろうあ連盟発行
『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』より転載

CONTENTS

Special News

今月のイチオシニュース …P 3

地域おこし協力隊2名 入隊あいさつ

特集 …P 4～7

コンビニでの証明書交付

Machikado News

まちの話題 …P 8

Town News

まちからのお知らせ …P 9～14

Sports News

スポーツのお知らせ …P 15

Information

インフォメーション …P 16～17

Series Kotoura

シリーズことうら …P 18～20

今月の表紙写真

琴浦町地域おこし協力隊

地域資源の発掘・活用など、地域活性化のために活動している協力隊。

4月から新たに2名が加わり、総勢4名に。

地域の皆さんと絆を深めていただきながら、若く、フレッシュな力で琴浦町の魅力を発信し、新たな風を起こしていただくことを期待します。

新しい協力隊については3ページをご覧ください。

(撮影場所：

上法万の大山桜前)



琴浦の四季折々



久和温実（くわあつみ） 隊員

初めまして！今年度4月より琴浦町の地域おこし協力隊に任命されました、久和温実と申します。

国境の島「対馬」で生まれ育ち、高校卒業後は、福岡で4年間を過ごしました。人生で初めて九州以外の場所で暮らすことになるので、とてもドキドキしています。「地域おこし協力隊」という肩書きではありますが、琴浦に引っ越してきた1人の女の子。皆さんと同じようにこの町で「暮らし」ながら、その生活に「協力隊として」プラスアルファの喜び・安心・笑顔を生み出せるような存在になりたいです。得意なことはイラスト制作、趣味は語学学習（韓国語・ロシア語など ※発展途上）、好きなグループは“モーニング娘。”です。これからよろしくお願いします。



地域おこし協力隊

入隊あいさつ

松尾匠真（まつおたくま） 隊員

初めまして！福岡県出身、平成2年生まれの松尾匠真です。

このたび、琴浦町の地域おこし協力隊になりました。

琴浦町との出会いは弾き語りヒッチハイクで、日本2周目をしているときでした。琴浦町は食べ物が美味しく、賑やかで、ひたすらに温かい人が多いイメージです。

よく「じゃない方の浦安」というように揶揄されることも多い琴浦町ですが、他の町、他の県に誇れる琴浦町にできるよう尽力しますので、ご意見やお力をお貸しください。見かけたときは気軽に「たっくん」と声をかけてください！



コンビニでの証明書交付手数料を 減額しました (平成30年4月1日から)



コンビニに設置されている
複合機（コピー機）

コンビニで住民票などの
証明書を取得できます

琴浦町では、利用者用電子証明付きの「個人番号カード」を利用した証明書のコンビニ交付を平成28年4月1日からスタートしています。

従来は証明書の交付手数料は、コンビニでも、窓口でも同じ金額でしたが、コンビニで証明書を取得する場合の手数を平成30年4月1日から値下げしました（下の表参照）。

コンビニにある複合機（コピー機）を自分で操作することで、店員さんを通すことなく証明書を取得できます。便利でお得なコンビニ交付サービスをぜひご利用ください。

対象となる証明書と手数料

証明書の種類	窓口手数料	コンビニ手数料
住民票の写し（個人・世帯）	300円	250円
戸籍の附票※（個人）	300円	250円
戸籍謄本・抄本※	450円	400円
印鑑証明（個人）	300円	250円
所得証明（個人）	300円	250円
所得課税証明（個人）	300円	250円

窓口で取得するより
50円お得です。



※琴浦町に住民票があり、かつ本籍地が琴浦町の人のみ

対象となる戸籍は現在戸籍のみで、改正原戸籍や除籍謄本は対象となりません。

利用者の声

休日夜間、また
仕事帰りに近くの
コンビニで
証明書が取得できて
便利だった。

役場の窓口と違って
混雑してなくて
スムーズに取得
できました。

店員さんなど
人に見られることなく
証明書が取れて
安心でした。



対応するコンビニと時間帯

全国のコンビニで申請書を記入する手間もなく、お昼休みや夜間休日でも利用できます。

対応コンビニ

ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン、
サークルKサンクス

利用できる時間帯

午前6時30分～午後11時（ただし年末年始、メンテナンス日は除く）



便利でお得な コンビニ交付サービス

さあ、コンビニで証明書を取得してみましょう



- ④数字4桁の暗証番号を入力
- ⑤個人番号カードを取り外す
- ⑥必要な証明書を選択
- ⑦証明書の内容を確認し手数料を投入



⑧証明書が印刷される



まずは次の3つを用意してコンビニへ

- ・個人番号カード（利用者証明用電子証明つき）
- ・利用者用電子証明の暗証番号（数字4桁）
- ・証明書の手数料

①コンビニに設置してある複合機（コピー機）のタッチパネルから「行政サービス」を選択

②続いて「証明書交付サービス（コンビニ交付）」を選択

③個人番号カードを所定の位置にセット



コンビニ交付Q&A

Q.1 コンビニの店員さんに証明書を見られてしまうの？

A.1 証明書は、コンビニのコピー機を自分で操作して発行します。コンビニの店員さんに見られることはありません。

Q.2 琴浦町に住民票はないけど、本籍が琴浦町です。戸籍謄本は取得できる？

A.2 ごめんなさい。できません。現住所、本籍ともに琴浦町の方が戸籍を取得できます。

Q.3 町外のコンビニでも取得できる？

A.3 できます。お勤め先の近くのコンビニで、お昼休みや、仕事終わりに取得することができます。

Q.4 個人番号カードに利用者用電子証明をつけていないけど、コンビニ交付を利用したい。どうしたらいい？

A.4 すでに個人番号カードをお持ちの人は、後からでも利用者用電子証明を付けることができます。

『通知カード』と『個人番号(マイナンバー)カード』は何が違うの？

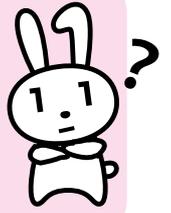
「通知カード」

平成27年11月より簡易書留で世帯ごとに郵送しました。

切り取り線より上が「通知カード」です。個人番号を証明する大切な書類です。紙製です。



個人番号(マイナンバー)
12桁の番号



「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明発行申請書」

切り取り線より下は、「個人番号カード」を申請するための申請書です。
住所や氏名が変更になった場合は、申請書としては使用できません。



申請用ID

「個人番号カード」を作るときに必要なIDです。紛らわしいですが、個人番号ではありません。

QRコード

スマホで読み込むと、「個人番号カード」をオンライン申請するサイトにいけます。

「個人番号(マイナンバー)カード」

(表)



「個人番号カード」の申請をされた人が持っているプラスチック製のカードです。表面は、運転免許証と同じように身分証明書として使用できます。身分証明書としての有効期限は年齢によって異なります。

20歳未満：申請から5回目の誕生日(約5年)

20歳以上：申請から10回目の誕生日(約10年)

電子証明の有効期限(5年)

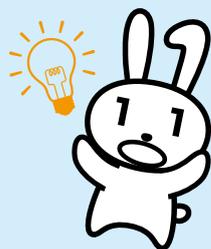
個人番号(マイナンバー)

裏面は、個人番号を証明するものです。身分証明書として使用するときは、表のみを提示してください。

(裏)



Q. 4 個人番号カードは必ず申請しなければいけませんか？
A. 4 個人番号カードの申請は義務ではありませんが、あると便利なカードです。



A. 2 できません。個人番号の確認のために利用できます。
Q. 3 個人番号カードは身分証明書として利用できる？
A. 3 できます。

Q. 2 通知カードは身分証明書として利用できる？

A. 1 変わりません。漏えいし、不正利用される恐れのある場合を除き、住所の変更や、氏の変更があった場合でも個人番号は生涯変わりません。

Q. 1 住所を変更しました。個人番号も変わりますか？
A. 1 変わりません。漏えいし、不正利用される恐れのある場合を除き、住所の変更や、氏の変更があった場合でも個人番号は生涯変わりません。

Q. 1 住所を変更しました。個人番号も変わりますか？

通知カードとQ&A 個人番号カード

個人番号（マイナンバー）カードをつくらう

初回発行手数料無料

【窓口申請】

役場の窓口で申請をします。以下のものを持って役場にお越しください。

- ・通知カード
- ・個人番号カードの申請書
- ・本人確認書類※

【郵送申請】

通知カードの下にある「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明発行申請書」に必要事項を記入し写真を貼って、返信用封筒に同封しポストに投函



【オンライン申請・パソコンから】

インターネットで「マイナンバーカード申請」を検索 (<https://net.kojinbango-card.go.jp>) 顔写真をパソコンに保存し、案内にしたがって申請



【オンライン申請・スマートフォンから】

QRコード（右ページ参照）を読み取り、申請サイトへ。顔写真をスマートフォンに保存し、案内にしたがって申請



申請の前にちょっと待って！

「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明発行申請書」はお手元にありますか？紛失した場合は、新しい申請書を発行するので本人確認書類※を持って、役場にお越しください。



〈個人番号カードの受取方法〉

【窓口申請】 本人限定の書留郵便で郵送します。

【郵送・オンライン共通】

役場からハガキを送付しますので

- ・ハガキ
- ・通知カード
- ・本人確認書類※

を持って申請者本人が役場に受け取りに来てください。申請から1ヶ月程度かかります。

※本人確認書類

1点でよいもの

（運転免許証・障害者手帳・在留カード・運転経歴証明書など）

2点以上必要なもの

（健康保険証・各種受給者証・年金手帳・学生証など）

出前申請

平日に役場に行けない人必見！



申請時も、受取時も役場へ行くことができないという人は、出前申請をご検討ください。

職場、各部落、仲良しグループなど（おおむね10人前後）の単位で申請できます。申請も受取も役場職員が、職場や自治公民館などに出席して手続きを行います。土日や夜間でも調整できますので、ご相談ください。

これらの内容は、町のホームページでもご覧いただけます。

問合せ先 町民生活課

TEL 52-1704

FAX 49-0000



逢東盆踊りが 鳥取県無形民俗文化財に

江戸時代、逢東は宿場町であり、港町としても栄えました。人の出入りから様々な地方の踊りが混入してできたのが、現在の逢東盆踊りといわれています。

特徴は、踊りの種類の多さで、現在5種類の踊りが踊られています。どれも県下では珍しい踊りです。

踊りの由来が伝わり、他地域との文化交流が盛んに行われた地域的特色を顕著に示す、貴重な文化財です。

また、逢東盆踊りを継承する、逢東おどり保存会の熱心な伝承活動も評価されました。



大文字茶屋踊り



伊勢音頭

お世話になります 障がい者相談員さん

身体障がいや知的障がいのある人や、その家族の様々な相談に応じ必要な助言を行う相談員として、2年の任期で町が委嘱をしています。

相談者のプライバシーには十分配慮し、相談内容が外部に漏れることは一切ありませんので、安心してご相談ください。

なお、精神障がいについての相談先は、今月号のお知らせ版に掲載しています。



知的障がい者相談員
伊藤千鶴子さん(逢東4区)
連絡先☎52-2709(自宅)



身体障がい者相談員
遠藤栄さん(保2区)
連絡先☎52-3906(自宅)

マンホールカードの配布開始

4月28日(土)から琴浦町のマンホールカードが配布開始されました。マンホールカードは、カードごとに指定された場所に行くと、無料で受け取ることができるコレクションアイテムです。このたび、第7弾として琴浦町のカードが発行され、累計342種類となりました。

配布場所：道の駅「琴の浦」

道路・情報観光棟内

配布日時：年中無休9:00~17:15

(12月30日~1月2日は除く。)

「マンホールカード」は無料でG7できます！
「マンホールカード」は、下水道関連施設や観光案内所等で無料配布されています。各カードの詳細な配布場所は、GKPRのホームページにてご確認ください。

下水道情報プラットフォーム
配布場所は「マンホールカード」で検索



マンホールカード

裏面

副町長に山口秀樹さんが就任



副町長に山口秀樹さんを選任することが町議会3月定例会において同意され、4月1日に就任しました。任期は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間です。

主な経歴

昭和56年に鳥取県庁採用。市町村振興課長、北栄町副町長、子育て王国推進局長、県土整備部次長、日野町副町長などを歴任。琴浦町徳万(保1区)在住。61歳

就任のあいさつ

副町長に就任した山口です。小松町長が示された「住んで楽しいまちづくり」の実現をはじめ諸課題の解決のため力を尽くしてまいります。

わが国が人口減少に向かう中、自治体を取り巻く環境は厳しく、これまで以上に自立した自治体経営が求められています。そんな時だからこそ職員一人ひとりが知恵を出し、町民の皆さんと真摯に向き合っており、はじめて良い施策が生まれると思います。琴浦町に受け継がれてきた歴史や文化、自然、産業など、町外から来たヨソ者の視点も加えて地域資源として生かし、積極的な情報発信に取り組みたいと思います。

もとより微力ですが、町長を補佐し職員の力を結集して、一生懸命前に進みたいと考えています。町民の皆さんのご指導とご協力をお願い申し上げます。

平成30年度当初予算

4月号でお知らせした平成30年度当初予算(案)一般会計の修正案が可決されました。

【一般会計】

▼修正前

99億7,300万円

⇒

▼修正案可決後

98億1,950万円

■削除された事業

事業名	内容	金額
熱中小学校事業	全国に展開する「熱中小学校」プロジェクトに参画し、交流人口の拡充や人材育成を図ります。	1,860万円
町立小・中学校空調設備(エアコン)設置事業	記録的な猛暑が続く近年、児童の健康と安全を守るためエアコンの整備を行います。	1億3,594万円

※予備費は104万円増額

■削除にあたって議会から出された主な意見

- 事業はおおむね理解できるが、説明不足で時期尚早
- 執行部、議会とのしっかりとした協議が必要
- 本当に地方創生につながるのか疑問

始まりますよ！

集団セット検診

病気の予防と早期発見・治療が命を守る鍵です！

あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、一年に一度は必ず受診しましょう。

5月から特定健診とがん検診をセットにした集団セット検診を実施します。

年齢対象者全員へ、5月上旬に部落役員さんを通じて各世帯へ受診券などの必要書類を配付します。

検診日程、注意事項などを確認のうえ、検診を受けられる際には、希望される検診の受診券・受診票を持参し、検診会場の受付に提出してください。

※集団セット検診会場で、全てのがん検診を一度に受けることができます。

※受診票は事前に必ず記入してください。

◆**肺がん・結核検診、大腸がん検診**
8月～10月に町内巡回検診も実施します。

◆乳がん検診

国・県の乳がん検診実施の指針改正により、昨年度から、技師による乳房のレントゲン撮影（マンモグラフィ）のみとなっています。

※日頃から定期的に自己触診をすることで、小さな変化や異常に気がつきやすくなり、がんを早期発見できる可能性が高まります。定期的な自己触診を心がけましょう。

【大腸がん検診容器の窓口配付】

期間：6月1日（金）～12月28日（金）

8時30分～17時15分

（土日・祝日は除く）

右記の期間、随時、本庁舎子育て健康課にて受け付けます。大腸がん検診のみ希望される人は、窓口配付をご利用ください。

問合せ先 子育て健康課

☎52-1705



琴浦町検診推進キャラクター
「ドクター55（ゴーゴー）」

【集団セット検診日程】

区分	内容	月	検診日	会場			
集団 セット 検診 (平日)	①国保特定健診（40～74歳） ②後期高齢者健診（75歳以上） ③基本健診（19～39歳） ④胃がん検診（30歳以上） ⑤大腸がん検診（30歳以上） ⑥子宮がん検診（20歳以上） ⑦乳がん検診（40歳以上） ⑧肺がん検診（40歳以上） ⑨結核検診（65歳以上） ⑩前立腺がん検診（50歳以上） ⑪肝炎ウイルス検査（40～69歳）	5月	22日（火）※午前 23日（水）※午前	ふれあい交流会館（きらりタウン内：赤碕1880-112）			
			25日（金） 28日（月）※午前 29日（火）※午前		カウベルホール (勤474)		
			6月			1日（金）・29日（金）	分庁舎（赤碕1140-1）
						7月	
		8月	3日（金）・10日（金） 23日（木） 30日（木）※午前	本庁舎 保健センター (徳万591-2)			
			9月		2日（日）※午前	ふれあい交流会館	
		11月		11日（日）※午前	東伯文化センター (下伊勢355-5)		
				18日（日）		本庁舎 保健センター	
		集団 セット 検診 (休日)	①～⑪ 同上				

琴浦町は企業の皆さまを応援します

平成30年度 企業支援制度

人口減対策の一環として町内での事業活動を支援するため、下記のような補助金や奨励金などの制度を設けています。要件や申請書類など詳しくは、町のホームページをご覧ください。

雇用支援	【新】琴浦町人材確保支援補助金	各種求人広告や就職関連イベント等に出展する経費の一部を助成します ※申請は、6月29日（金）まで	対象経費の1/2以内 上限5万円
	琴浦町育児休業促進奨励金	従業員（琴浦町民）に育児休業を取得させた事業主に対して奨励金を支給します ※平成30年4月1日以前に、育児休業申出を受けている場合は、6月29日（金）までに申請書提出	対象従業員1人あたり 10万円
販路開拓	琴浦町販路開拓支援事業	国内外で開催される展示会などに出展する事業主に対して、経費の一部を助成します	対象経費の1/2以内 上限20万円
	【新】首都圏での販路開拓拠点整備事業補助金	新たに首都圏に拠点を置いて販路開拓を行う事業主に対して、土地・建物・器具备品等の整備に係る費用の一部を助成します。	対象経費の1/2以内 上限100万円
起業	琴浦町IJUターン起業支援補助金	町内で起業する移住者等に対して、その初期投資にかかる経費の一部を助成します	対象経費の1/2以内 上限50万円
融資	琴浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金	商工会の推薦によりマル経融資を借り入れた町内の小規模事業者に対して、その利子の一部を助成します	利子額の1/2
	琴浦町中小企業小口融資	町内の中小企業に対して低金利での融資を行います	
立地	琴浦町企業立地事業補助金	町内に工場、事業所を新設又は増設する事業者に対して、その初期投資にかかる経費の一部を助成します	投資額の5%ほか 最大上限5千万円 (業種により異なる)
	琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免	町内に工場又は事業所を新設又は増設する事業者に対し、その固定資産税を減免します	最大全額免除 (上限あり)

※琴浦町雇用促進奨励助成金は平成29年度で廃止しました。

問合せ先 商工観光課 ☎55-7801



「笑顔輝くまち」をめざして

第3次 琴浦町男女共同参画プラン策定しました

男女共同参画社会って？

女性も男性もすべての人が、互いを尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができるとのことです。

なぜ、計画策定が必要なの？

法律などには、男女の平等がうたわれています。しかし、実際には大切な意思決定の場に女性が関わっていないかったり、職場や家庭などで男性の方が優遇されていると感じることがあるようです。

琴浦町では

平成18年に琴浦町男女共同参画推進条例を制定し、平成23年に第2次琴浦町男女共同参画プランを策定するなど、男女共同社会の実現に向けてさまざまな取り組みを推進してきました。このたび、第2次プランの理念を継承しつつ、本町における男女共同参画社会の形成がさらに進むよう、実効性のある行動計画として第3次男女共同参画プランを策定しました。

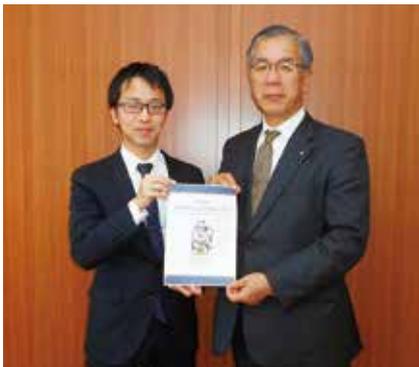
計画期間

2018年度～2022年度

(5カ年)

基本テーマ

- ① 笑顔輝くワーク・ライフ・バランスづくり
- ② 笑顔輝く地域づくり
- ③ 笑顔輝く家庭づくり
- ④ 笑顔輝く職場づくり
- ⑤ 笑顔輝く心と身体づくり
- ⑥ 笑顔輝く男女共同参画意識づくり



第3次プラン 町長への意見具申の様子
(2月8日町長室にて)

※第3次琴浦町男女共同参画プランのタイジエラスト版を町報5月号と一緒に配布していますので、ご覧ください。

問合せ先 企画情報課

TEL 52-17008

お宅の個別受信機は大丈夫ですか

防災行政無線戸別受信機は電池交換が必要です

「自宅に設置してある防災行政無線戸別受信機は、次の理由で日ごろから乾電池2本(単一)を入れておいていただく必要があります。
・緊急時に持ち出して使用する
・停電のときにも動作する

乾電池は交換が必要です

この乾電池は、自己放電し、消耗しますので、一年に一度は新しい乾電池と取り替えてください。

なお、交換に要する乾電池代は、個人でご負担をお願いします。

よくある質問

Q.1 受信機の調子がよくないので直してもらえますか？
A.1 はい、調子が悪い場合はご連絡ください。修理または交換に伺います。

Q.2 引越してきたのですが、取り付けてもらえますか？
A.2 はい、取り付けに伺いますのでご連絡ください。

防災行政無線戸別受信機は町が、貸与している備品です。引越などで必要なくなった場合は町へ返却してください。また、緊急時に放送がきちんと聞こえるように定期的な点検をお願いします。

問合せ先 企画情報課

TEL 52-17008



防災行政無線戸別受信機

移住定住アドバイザーのご紹介

4月から移住定住アドバイザーに就任しました石賀百香です。

移住を検討されている人のサポートのほか、県外での移住相談会にも参加し、琴浦町への移住を推進していきます。

また、近年増加している町内の空き家を「空き家ナビ」に登録し、住居を探している人にご紹介しています。空き家に関する相談も受け付けていますので、気軽に声をかけてください。

私自身、琴浦町の住みやすさに魅力を感じ、結婚を機にJターンしました。経験を活かし、移住希望者の心に寄り添ったアドバイスをしたいと思います。

問合せ先

商工観光課 ☎55-7801



移住定住アドバイザー
石賀百香さん

平成30年度住民税申告のお願い

対象者に申告書を送付します

住民税申告は、平成30年度町民税、国民健康保険税の適正賦課に必要ですので、申告書が届いた人は、期限までに提出をお願いいたします。

確定申告をした人や扶養に入っている人は送付の対象外です。

※平成29年中の収入がない人でも、申告書が届いた人は提出してください。

申告に必要なもの

○住民税申告書

○印鑑

○昨年中の収入の分かるもの

- ・給与、年金の収入がある人は源泉徴収票、給与明細など
- ・個人年金支払通知
- ・営業・不動産・農業等の収入がある人は収入と経費がわかる帳簿、領収書など

○所得控除になるもの

- ・健康保険料、国民年金、生命保険、地震保険の支払証明書など

○マイナンバー関連書類（次のいずれか）

- ・マイナンバーカード

上場株式の配当及び譲渡所得等の町民税課税方式の選択

税制改正により、上場株式の配当及び譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択できるようになりました。

・マイナンバー通知カードと本人確認書類（免許証・パスポート・在留カード・障害者手帳・健康保険証のいずれか1つ）

※申告により所得税がかかる場合は、倉吉税務署で申告してください。

注意事項

申告書の提出がないと次のようになりません。

○所得証明書の発行ができません

各種の手続きにおいて、所得証明書などの提出を求められることがありますが、申告がないと証明書を発行することができません。（コンビニで発行することもできません。）

○国民健康保険税の軽減が受けられません

世帯に申告をされていない人がいると、軽減の判定ができないため国民健康保険税の軽減が受けられない場合があります。



確定申告で申告が不要な上場株式の配当等（所得税と住民税が源泉徴収されているもの）を申告された場合、そのあと住民税申告を行い、申告不要制度を選択することができません。（申告書に確定申告と異なる課税方式を選択する旨の明記が必要。）

このことにより、町民税や国民健康保険税等の保険料の算定に上場株式の配当等を含めずに計算することができません。

ただし、町民税の配当・譲渡割の還付や配当控除等は受けられなくなります。住民税申告をするかどうかは、あくまでもご本人で判断してください。

提出期限 5月31日（木）

提出・問合せ先 税務課 ☎52-1702

子育て中のみなさま 新しい事業をぜひ活用ください

チャイルドシートの購入に補助金が
出ます！



〈助成額〉

- ・購入費用の2分の1(上限1万円、100円未満切捨て)
- ・助成は、1人のお子さまに対し、1回限りです。

〈対象〉

- ・6歳未満のお子さんを持つ保護者で、次の項目全てに該当する人
- ・保護者と対象のお子さんが町民であること
- ・国土交通省等が定める安全基準に適合するチャイルドシートを新品で購入すること

- ・出生前に購入する場合は、誕生日から6カ月前以降に購入したものと平成30年4月1日以降に購入したものに限りです。

※チャイルドシートの種類は、「乳幼児用」「学童用」のいずれも可。
〈申請に必要なもの〉
印鑑、領収書、品質保証書の写し、
振込先口座がわかるもの

〈申請期限〉

購入から3カ月以内(出生前に購入された場合は、誕生日から3カ月以内)

産後のお母さんをサポート！ (産後ケア事業)

産後の心身ともに不安定な時期に、医療機関で宿泊、または日帰りで、お母さんの休養や、育児技術支援などのケアを受けることができま

〈対象〉

- ・生後4カ月未満のお子さんとお母さんで、次の項目に該当する人
 - ・ご家族などから家事や育児などの援助が十分に得られない
 - ・体調不良や強い育児不安がある
- ※利用には事前の申請と利用者負担が必要です。詳しくは、左記へお問合せください。

申請・問合せ先

子育て世代包括支援センター
すくすく(子育て健康課)

☎27-1333

5月31日は世界禁煙デー

世界禁煙デーの取り組み

タバコが健康に悪影響を与えることは明らかで、禁煙はがん、循環器病等の生活習慣病を予防する上で大変重要です。そこで世界保健機関(WHO)が世界各国に呼びかけてこの取り組みを行っています。

1日禁煙デー

町では5月31日(木)に「1日禁煙デー」に取り組みます。役場本庁舎、分庁舎、地区公民館など、町の公共施設全てが敷地内禁煙となりますので、施設を利用される際には協力ください。

世界禁煙デー関連イベント

鳥取県、鳥取県医師会では、タバコのない社会を目指して、次のイベントを行います。喫煙者、非喫煙者を問わず、皆さんお出かけください。
5月27日(日)
午後0時30分～4時30分

ところ 倉吉未来中心小ホール
内容 *講演・シンポジウムなど
*未来中心アトリウムにて、禁煙パネル・禁煙標語展示も行います。

☎27-1333



タバコをやめたいけど、
やめられないあなたに

禁煙が難しいのは単に意志の問題ではなく、タバコに含まれるニコチンに依存した『薬物依存状態』になっているためです。ニコチンは、ヘロインやコカインなどよりも依存性が高いといわれています。

禁煙の方法として、禁煙外来で医師のサポートを受けながらの禁煙がお勧めです。一定の条件を満たす人には、健康保険が適用されます。町内にも実施医療機関がありますのでお問合せください。

☎52-1705



平成30年度琴浦町スポーツ少年団結団式

4月7日、総合体育館で琴浦町スポーツ少年団（16団298人）の結団式が行われました。

各単位団のキャプテンが1年間の目標などを発表。団員を代表して、成美サッカースポーツ少年団の村本相太さんがこの1年の抱負を力強く宣言しました。式の後にはレクリエーションで楽しく交流しました。

元気に歩こう琴浦を！ in古布庄

と き 5月13日（日）9:30～（受付9:10～）

※小雨決行・荒天中止 中止の場合は8時頃に放送

集合場所 旧古布庄小学校

コース ①旧古布庄小学校→転法輪寺→春日神社→伯耆の大シイ→出発点（6.4km）
②旧古布庄小学校⇄転法輪寺（2km）

持ち物 飲み物、タオル、雨具、帽子、行動食（鉛やチョコレート等）、ノルディックポール

その他 事前申込不要 無料送迎バス（役場分庁舎9:00→役場本庁舎9:10）

第14回スポーツ・レクリエーション祭in琴浦

休日のひととき、地域や職場、気の合う仲間と親睦を図りましょう。初心者も大歓迎。

と き 6月3日（日）

種目と会場

①グラウンドゴルフ

8:30～東伯総合公園サッカー場・多目的広場

②ソフトテニス

9:00～ 赤碕総合運動公園テニスコート

③バドミントン

9:00～ 総合体育館

④ソフトボール

8:30～ 赤碕総合運動公園多目的広場

〈代表者会議・抽選会〉

と き 5月28日（月）19:00～

と ころ 総合体育館会議室

⑤バウンスポール

9:00～ 東伯勤労者体育センター

⑥体力測定 ※事前申込不要

9:00開会式 農業者トレーニングセンター

参加資格 町民及び町内在勤者

申込期限 5月17日（木）

町長杯争奪卓球大会

と き 5月19日（土）・20日（日）

と ころ 総合体育館

参加資格 小学生以上（町内外問わず）

種 目

小学生の部：団体戦（5人）、個人戦

一般の部：団体戦（1チーム4～6人）、個人戦

中学生の部：団体戦のみ（1チーム6～8人）

申込締切 5月2日（水）

参 加 料 団体戦 中学・高校・一般 1,000円

小学生 500円

個人戦 一般：400円、高校：300円

小学生：100円

町民ゴルフ大会

と き 5月27日（日）9:20～

と ころ 光好カントリー倶楽部

参加資格 町民又は町内在勤者

参 加 費 団体戦1人1,500円

個人戦1人1,000円

プレー代 3,000円

競技方法 18ホールストロークプレー

申込期限 5月21日（月）

申込・問合せ先 総合体育館 ☎52-2047

農業者トレーニングセンター ☎55-2707

投網によるアユの採捕禁止期間について

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川です。

これら河川ではアユの繁殖保護のため、漁業法第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づいて下記のとおり投網による採捕を禁止しています。

禁止区域

加勢蛇川（琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の地域）
勝田川（琴浦町大字佐崎154-1地先えん堤から下流の地域）

禁止期間

6月1日（金）～6月30日（土）

問合せ先

農林水産課 ☎55-7802

全国瞬時警報システムのテスト放送を行います

全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練の実施に伴い、テスト放送を行います。

実施日：5月16日（水）

午前11時頃

Jアラートとは、地震や津波、弾道ミサイルの発射などの緊急情報を人工衛星などを通じて住民の皆さんに瞬時に知らせるシステムです。

防災行政無線の戸別受信機と屋外のスピーカーでテスト放送が流れます。ご理解とご協力をお願いします。

※災害の発生状況、気象状況によっては、テスト放送を中止する場合があります。

問合せ先 総務課 ☎52-2111

寿大学開講式の開催

と き 5月30日（水）
14:00～15:00

と ころ まなびタウンとうはく4階 多目的ホール

内 容 平成30年度年間計画の報告・大正琴の演奏

送迎バス 5月21日（月）までに申込

問合せ先 社会教育課
☎52-1161

平成30年度美保基地航空祭

と き 5月27日（日）
9:00～15:00（予定）

と ころ 航空自衛隊美保基地内（鳥取県境港市小篠津2258）

内 容 航空機地上展示、航空機飛行展示、主要装備品展示

その他 駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

問合せ先 航空自衛隊美保基地渉外室広報班
☎0859-45-0211

案 内

証明書のコンビニ交付サービスの利用停止

琴浦町では、コンビニでの住民票などの証明書発行サービスを行っていますが、コンビニ交付サービス自体の追加及び税務システム更新作業に伴い、以下の日での利用ができません。

利用停止日 5月7日（月）
5月31日（木）

問合せ先 町民生活課
☎52-1704
税務課
☎52-1702

催しもの

大人のブレイクタイム「レコードDEひとつとき」の開催

あなたの部屋に眠っている「想いでレコード盤」を久しぶりに聴いてみませんか？あの時・あの想いを奏でるメロディーがレコードから…。コーヒーを片手にゆったりと…タイムスリップ。

また、レコードって何？と不思議なあなたを、アナログ世界へご招待！

と き 5月19日（土）・
6月2日（土）

9:30～16:00

と ころ カウベルホール・ロビー

内 容 各自お聴きになるレコードを持参し、セルフリスニング。

また、聴いてみたい人も大歓迎。

参 加 料金・事前申込み不要



求む、ステレオ!!

ステレオ（レコード用）をカウベルホールに寄贈ください。（作動するもの2台を募集中）

問合せ先

カウベルホール ☎53-1516



参加費 2,000円

対象 概ね30歳以上の独身男女で、お寺を大切に思われる人

募集締切 5月18日(金) 必着
 申込方法 申込用紙に必要事項を記入して、持参・郵送FAXのいずれかで提出。メール可。詳しくは町のホームページ参照。
 ※申込用紙は企画情報課または分庁総合窓口にあります。

申込・問合せ先

お寺で縁結び実行委員会事務局
 (企画情報課内) ☎52-1708

平成30年度要約筆記者養成講習会受講生の募集

要約筆記者(発言者の話を要約して文字で表し、話の内容を伝える通訳者)を養成するための講習会を開催します。

受講内容

手書きコース・
 パソコンコース実技、聴覚障がい者福祉などに関する講義

対象者 全てに該当する人

- ・高校生以上
- ・聴覚障がい者などの福祉に理解と熱意を有する人
- ・ノートパソコン持参、タッチタイピング可能な人(パソコンコースのみ)

とき・ところ

○東部会場(20回)
 6月16日~12月1日(おおむね毎週土曜日) 12:45~16:45
 鳥取県立福祉人材研修センター
 ○西部会場(20回)
 6月15日~11月30日(おおむね毎週金曜日) 10:00~15:00
 米子市福祉保健総合センター

ふれあいの里

受講料 各コース3,000円

(テキスト代3,400円は別途)

受講申込書 福祉あんしん課に設置

申込締切 6月5日(火) 必着

申込・問合せ先

鳥取県西部聴覚障がい者センター
 ☎0859-30-3659 FAX0859-30-3660

裁判員裁判体験&法律無料相談

5月1日から7日までは、「憲法週間」です。この週間にちなんで、裁判所、検察庁、法務局、弁護士会の共催により下記の行事が行われます。

○体験してみよう!裁判員裁判

とき 5月31日(木)
 13:30~16:00

ところ 鳥取地方・家庭裁判所
 米子支部

その他 定員24人(要事前申込)

申込・問合せ先

鳥取地方・家庭裁判所米子支部
 ☎(0859) 22-2205

○無料法律相談

とき 5月18日(金)
 10:00~15:00

ところ 鳥取地方・家庭裁判所
 倉吉支部

その他 定員12人(当日受付順)

問合せ先 鳥取県弁護士会

☎(0857) 22-3912
 当日:鳥取地方・家庭裁判所
 倉吉支部 ☎22-2911

職員配置表の配布について

内容 コスト削減の観点から職員配置表は全戸配布しております。職員配置表が必要な方には、役場総務課又は分庁総合窓口係でお渡しします。

申込・問合せ先 総務課
 ☎52-2111

募集

婚活イベント 「第2回お寺で縁結び」

お寺で婚活しませんか?
 現在参加者を募集しています。
 良縁祈禱やグループトークなどを通して交流を深めます。

とき 6月10日(日)12:30~17:30
 ところ 清元院(琴浦町宮木57)

乳児家庭保育支援事業の対象年齢を拡大します

家庭で乳児を子育てする父母に対し支給している乳児家庭保育支援金を平成30年度から、対象年齢を生後6ヵ月~2歳到達時まで拡大します。

支給対象者

町内に住所を有し、居住している人で、乳幼児を家庭で1ヶ月以上継続して子育てしている父母

支給金額

月30,000円(対象乳幼児が1人の場合)

※対象乳幼児が2人以上の場合は、1人につき5,000円を加算。

申請手続

申請書を子育て健康課へ提出。
 ※現在受給している人や、以前受給していた人も、期間を延長する場合、申請が必要となります。

問合せ先

子育て健康課 ☎52-1709

ハローワーク倉吉 「巡回相談」を拡充します

現在、毎月第3木曜日に経済的にお困りで就労支援を必要とする人を対象に巡回相談を実施していますが、4月からすべての人を対象に、職業相談、職業紹介、求人申込み(従業員募集)に係る相談を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

とき 毎週火・金曜日
 (祝日、年末年始は除く)
 10:00~15:00

ところ 保健センター1階ロビー
 (役場本庁舎北側)
 ※事前予約不要

問合せ先

ハローワーク倉吉
 ☎23-8609

地域おこし協力隊活動日誌 vol.25

毎月シリーズで、
隊員たちの日常をお届けします。

テッテッテレ♪

協力隊!
ビヤナイトスクープ



このコーナーは、地域から寄せられた依頼にもとづいて、地域おこし協力隊員たちが野にはなたれ、世のため、人のため、琴浦町を中心に、この世のあらゆることどもを徹底的に追求するコーナーである。

協力隊2年目突入

高橋太雅 隊員

協力隊になって早くも1年が過ぎました。琴浦町という新しい環境での活動は、あっという間でした。

今年の4月で、協力隊2年目に突入です。2年目は、狩猟やシビ工料理に関する活動もがんばっていききたいと考えています。

具体的には、有害鳥獣による農作物被害を減らす活動や、狩猟の魅力とシビ工の美味しさの情報発信、各種イベントの出展等も積極的に行っていきたいと考えています。

また、先輩の河島隊員が運営する、日替わり店長のお店「鳥の巣」でのシビBARの開催を予定しており、新メニューの開発等の準備をしているところです。開催する際には、告知します。ぜひ一度足を運んでみてください。4月から新しく協力隊が2人増えました。頼もしい後輩達と一緒に、より一層琴浦町を盛り上げていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願います。



まちネットまつりで
シビエカレーパン完売

今のままで大丈夫!? 気づけばあなたも **CKD(慢性腎臓病)**

健診でからだのサインを早期発見!!



～CKDってどんな病気?～

CKDとは、慢性腎臓病のことで、「腎障害」が「腎機能低下」のいずれか、または両方が一定期間以上続く状態のことです。聞き慣れない名前であり自分には関係ない病気と思ってしまうがちですが、日本のCKD患者は1,330万人、成人の約8人に1人のほり、「新たな国民病」といわれています。

CKDは初期段階での自覚症状がほとんどなく、気づいたときには末期腎不全で、人工透析に陥るケースが少なくありません。

定期的に健診を受け、早期発見、早期治療がとても大切です。異常がないから大丈夫!と思わず、今年も必ず健診を受けましょう。

～一度始めたら一生続く 人工透析～

CKDによる日本の人工透析患者数は約32万人といわれています。透析療法は腎臓を治す治療ではないので、一度始めると一生涯続けなければなりません。血液透析は1回約4時間、週3回が標準的といわれ、1週間で約12時間拘束されるため日常生活に制限が生じるほか、患者本人だけでなくその家族の生活に大きく影響します。また、血液透析にかかる医療費も一人あたり1月で約40万円、年間約480万円必要であり、透析患者が増加することで医療費に大きな影響を与えます。

特定健診が始まります!

国民健康保険(琴浦町)・後期高齢者医療にご加入の人は町が発行する受診券を利用して特定健診を受診することができます。受診券は4月下旬～5月上旬に世帯ごとに、ピンク色の封筒に入れてお届けします。

その他の健康保険にご加入の人は、ご加入の保険者に確認してください。

【特定健診の受診に関する問合せ先】子育て健康課 52-1705



健診情報はこちら

シリーズ

わが町の福祉サービス

ここでは高齢者を対象とした
福祉サービスを紹介していきます。

Vol.1 温水利用の介護予防事業



【サービスの内容】

温泉水の浮力により膝や腰への負担が減った状態で、温泉水の抵抗力を活用して歩行や体操を行い、筋力と心肺機能を高めます。

【対象者】

65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない人
自分で定期的、継続的に通うことができる人

【利用料】

1回 100円

※平成30年度から利用料を引き下げました。

【利用方法】

- 福祉あんしん課で申込をして、利用券をもらいます。
→みやがわ温泉保養所に利用券と利用料を提出します。
- 利用券の有効期限内（申請日から4ヶ月間）に12回まで利用できます。
※前年度の利用者は6回まで。

【サービスを提供するところ】

みやがわ温泉保養所（湯梨浜町長江202-6）

【申込に必要なもの】

印鑑

【申込先】

福祉あんしん課 TEL52-1525 FAX52-1524

あなたの周りの素敵な人をご紹介します

輝くひと 発見

「少しでもお役に立てれば」

さえき せいいちろう
佐伯 誠一郎さん（南出上）



米づくりなら教えてあげることができる。ふとしたことから始まった学校支援ボランティアの活動。

船上小学校5年生の総合学習でお米づくりの先生として、平成28年から子どもたちと一緒にお米づくりに携っておられます。

家が農家だったことから小学生の頃から両親のお手伝いとしてお米づくりをされていた佐伯さん。以前から5年生のお米づくりのことを知っておられ、時間に余裕ができたときに、同じつくるなら少しでも人の役に立つことをしようと、ボランティアをかってでられました。

初めての田植えに苦戦しながらも最後までやり遂げたときの子どもたちの喜びは、そのまま佐伯さんの喜びとなったそうです。

お米づくりを通して、収穫の喜び、お米のおいしさ、お米ひと粒ひと粒の大切さを子どもたちに伝えられたこと、何よりその時間を共有できたことが一番嬉しかったと話しておられました。

現在は、仕事の都合でボランティア活動を一旦休まれています。できる限りは続けていきたいと笑顔で話してくださいました。また、子どもたちの歓声に包まれた佐伯さんの笑顔が見られることを期待しています。

あなたの周りの輝く人をご紹介します

ボランティア活動をしている人、地域のためにがんばっている人、あまり目立たないが広く知って欲しい人、未来に向けて輝くひとなどを募集しています。

問合せ先 企画情報課 ☎ 52-1708

Kotoura Newsletter

東伯中学校
英語指導助手によるエッセイ



The other day, I became Kotoura Town's Fire Department "One-Day Fire Chief". I went to Yabase Kindergarten with the Kotoura Fire Department and participated in a fire drill and fire prevention activities. I was really impressed with their great evacuation. Afterwards, the fire safety activities were very successful too! Take care around fire!

From **Troy Friedman** トロイ・フリードマン

一日消防署長
One-Day Fire Chief



先日、私は琴浦消防署の「一日消防署長」になりました。その日は、やばせこども園に行って、消防隊員の方と防火訓練や火災予防活動に参加しました。防火訓練のときに、子どもたちの見事な避難訓練を見て感心しました。火災予防活動も大成功に終わりました。皆さん、火事には気をつけましょう！



人と町がつながる
コトウライフ
KOTOURA LIFE

発行：琴浦町 編集：企画情報課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2 TEL (0858) 52-2111 (代表) FAX (0858) 49-0000
琴浦町ホームページアドレス <http://www.town.kotoura.tottori.jp/> 毎月1日発行 印刷：今井印刷株式会社